

このまちの未来を
共につくろう



鶴ヶ島市職員募集

- 第1次試験日** 9月22日(日)
受付期間 7月29日(月)～8月13日(火)(8時30分～17時15分)
※ 郵送の場合は、8月10日(土)の消印有効
- 申込書類** 採用試験申込書、卒業証明書または卒業見込証明書、成績証明書
写真(縦4cm×横3cm)2枚
※ 採用案内、申込書類は市役所人事課、若葉駅前出張所および各市民センターで
配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます
- 問合先** 人事課人事担当



詳細はこちら

採用職種	採用人数	受験資格
一般行政職 (事務)	10人程度	・ 大学を卒業または卒業見込みで、平成3年4月2日以降に生まれた方 ・ 短期大学(専修学校を含む)を卒業または卒業見込みで、平成5年4月2日以降に生まれた方 ・ 高校を卒業または卒業見込みで、平成7年4月2日以降に生まれた方
一般行政職 (土木)	2人程度	・ 大学(土木の課程を専門に履修)を卒業または卒業見込みで、平成元年4月2日以降に 生まれた方
一般行政職 (福祉)	2人程度	・ 大学(福祉の課程を専門に履修)を卒業し、社会福祉士、社会福祉主事のいずれかの資格 を有する方または令和2年3月までに取得する見込みのある方で、平成元年4月2日以降 に生まれた方

※ 卒業見込みは令和2年3月までに卒業の方に限ります

埼玉県内市町村職員採用合同説明会

市町村ごとに設置するブースで、気になる市町村の職員から、市町村の特色や仕事内容、募集内容、勤務条件などを直接聞くことができます。

鶴ヶ島市もブースを設置します。お気軽にお立ち寄りください。

日時 7月4日(木)13時～18時(入場17時まで)

場所 さいたまスーパーアリーナ

問合先 彩の国さいたま人づくり広域連合 ☎048・664・6681

鶴ヶ島市職員の採用説明会を開催します

採用試験や市職員の仕事などについての全体説明のほか、個別の質問にお答えします。

日時 7月28日(日) 10時～12時

場所 市役所4階会議室

申込期間 7月1日(月)～26日(金)

申込方法 人事課へ ☎271・1111、✉(10300020@city.tsurugashima.lg.jp)

※ 説明会への参加の有無が、採用に影響することはありません

先輩職員の声

(令和元年度入庁)

質問

- ① 鶴ヶ島市職員を志望した理由は？
- ② 現在担当している仕事を教えてください
- ③ 鶴ヶ島市職員になって感じたことは？
- ④ 受験生(未来の後輩)へメッセージ



- ① すねおりあまごい 脚折雨乞やミャンマーホストタウン交流事業など、伝統行事や人と人をつなぐ交流事業が盛んな鶴ヶ島市で、これまでの民間企業やボランティア活動の経験を活かしたいと思い、志望しました。
- ② 市が掲げる将来像や政策の実現に向けて、今後10年間の市の総合的な計画の策定を進めています。庁内の各部署からの意見を聞いたり、市民や関係機関から、将来にわたり住みやすいまちとするためのご意見を伺うほか、審議会の開催や市民意見交換会などを行っています。
- ③ 市民の生活を支えるために、市役所には多岐にわたる業務があることが分かりました。また、市民目線で物事を考えられる職員であることがとても大切であると感じました。多様な業務に対応できる職員になりたいと思います。
- ④ 多岐にわたる業務だからこそやりがいも感じられます。その仲間の1人として、一緒に働ける日を楽しみにしています。

- ① 幼いときから関わりの深い鶴ヶ島市を、自分の手でより良いまちにしたいと思い、志望しました。
- ② 一本松、若葉駅西口土地区画整理事業の工事に係る調査、測量、設計、施工管理に関することを行っています。民間企業での経験が少しでも活かせたらと思っています。
- ③ 市民の方に信頼されてこそその公務員だと思っていますので、少しでも早く仕事を覚え、市民の方ともコミュニケーションを取っていききたいと思います。
- ④ 公務員は公務員にしかできない仕事がたくさんあり、毎日充実しています。分からないことがあっても先輩方が丁寧に教えてくれ、とても風通しのよい職場です。一緒に鶴ヶ島市をより良いまちにしていきたいと思います。



- ① 都心へのアクセスが良く、自然も多く、住みやすい地域であると感じたからです。また、地域の課題として高齢化が進んでいるということもあり、今までの経験を活かせる場所であると感じたためです。
- ② 老人クラブの運営の支援や、高齢者が在宅で安心して暮らすための福祉サービスの相談や申請の受付を担当しています。
- ③ 入庁してからまだ日が浅く、分からないことも多いですが、公務員の業務は多岐にわたるということを強く感じています。難しい仕事ですが、日々、学ぶことが多く、やりがいのある仕事です。忙しいときでも、分からないところは分かるまで親身になって教えてくれる先輩がいて、とても温かい雰囲気職場であると感じています。
- ④ 今は日々勉強に追われ、大変だと思いますが、努力は裏切らないと思うので、頑張ってください。一緒に働けるのを楽しみにしています。



企業団・組合 職員募集



坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員

職種 事務職・技術職(土木・電気・化学)

採用予定人数 若干名

第1次試験日 9月8日(日)

受付期間 8月5日(月)~14日(水)

9時~17時(平日のみ)

※ 14日は15時まで

受験資格

- ①大学を卒業または卒業見込みで、平成3年4月2日以降に生まれた方
 - ②短期大学(専修学校を含む)を卒業または卒業見込みで、平成5年4月2日以降に生まれた方
 - ③高校を卒業または卒業見込みで、平成7年4月2日以降に生まれた方
- ※ 技術職は上記に加え、各専門課程の専攻が必要です
 ※ 卒業見込みは令和2年3月までに卒業の方に限ります

申込・問合せ先 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 庶務課庶務担当 ☎ 283・1957



詳細はこちら

坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員

職種 事務職・土木職

採用予定人数 若干名

第1次試験日 9月22日(日)

受付期間 8月1日(木)~14日(水)

8時30分~17時15分(平日のみ)

受験資格

- ①大学を卒業または卒業見込みで、平成3年4月2日以降に生まれた方
 - ②短期大学(専修学校を含む)を卒業または卒業見込みで、平成5年4月2日以降に生まれた方
 - ③高校を卒業または卒業見込みで、平成7年4月2日以降に生まれた方
- ※ 土木職は上記に加え、土木課程の専攻が必要です
 ※ 卒業見込みは令和2年3月までに卒業の方に限ります

申込・問合せ先 坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課総務担当 ☎ 283・2051



詳細はこちら

坂戸・鶴ヶ島消防組合職員

職種 消防職員

採用予定人数 7人程度

第1次試験日 9月22日(日)

受付期間 8月5日(月)~9日(金)

8時30分~17時15分

受験資格

- ①大学を卒業または卒業見込みで、平成6年4月2日以降に生まれた方
 - ②短期大学(専修学校を含む)を卒業または卒業見込みで、平成8年4月2日以降に生まれた方
 - ③高校を卒業または卒業見込みで、平成10年4月2日以降に生まれた方
- ※ 卒業見込みは令和2年3月までに卒業の方に限ります

申込・問合せ先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部庶務課 庶務担当 ☎ 281・3119



詳細はこちら

国民健康保険税の納税通知書を送付します

問合せ 保険年金課国民健康保険担当

令和元年度国民健康保険税・算出方法

	課税の基礎	医療分 (0～74歳)	後期分 (0～74歳)	介護分 (40～64歳)
所得割額	(平成30年中の所得金額-33万円) ×右の税率	7.4%	1.6%	1.2%
均等割額	被保険者1人について	1万7000円	1万円	1万円
世帯課税限度額		58万円	19万円	16万円

国民健康保険税は、国保加入世帯の人数、所得に応じて計算し、課税します。今年度の納税通知書は7月上旬に送付します。7月10日(水)を過ぎても届かない方は、お問い合わせください。

保険税は世帯主が納めます
世帯主が国保加入者被保険者)かに関わらず、納税義務者は世帯主となります。ただし、保険税の算定は加入者のみで計算します。

また、納税通知書のほか、被保険者証の送付や未納の場合の督促状なども、すべて世帯主あてとなります。

保険税の納め方

国保加入者が65歳以上の方のみの世帯で年金を受給している世帯主の方は、一定の要件に該当する場合、保険税は年金から差し引かれる「特別徴収」となります。

それ以外の方は納付書または口座振替による「普通徴収」となります。

保険税の納め忘れに

注意しましょう

納期を過ぎると延滞金の加算や滞納処分の対象となります。滞納が続くと短期被保険者証や資格証明書の代替発行、また、人間ドックの補助などの給付の制限を受けることがあります。

非自発的失業者(特定受給資格者または特定理由離職者)は保険税が軽減されます

対象 離職日時点で65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の交付を受け、その理由が非自発的失業である方

軽減期間 離職日の翌日から翌年度末まで

申告に必要なもの 雇用保険受給資格者証、認印、被保険者証

監査委員の選任

問合せ 人事課人事担当

監査委員の近藤英基さんが任期満了となり、後任として漆畑和司さんが5月14日付けで選任されました。

ご存じですか？国民年金保険料免除・納付猶予制度

問合せ 保険年金課国民年金担当

経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の全部または一部を納めることが免除される「保険料免除制度」、保険料の全部を納めることが猶予される「納付猶予制度」が申請できます。

「全額免除・一部免除」は、本人、世帯主、配偶者の前年所得が審査対象となり、「納付猶予」は、本人、配偶者の前年所得が審査対象(ただし、50歳未満の方)となります。

申請期間
7月から翌年6月まで。過年度分は2年1か月前までさかのぼって申請することができます。

申請に必要なもの

退職した場合は、失業したことを確認できる雇用保険受給資格者証、離職票など公的機関の書類を添付してください。全額免除または納付猶予

を継続で申請し、承認された方は、窓口で申請する必要はありません。なお、継続申請の方には、日本年金機構から審査結果が10月頃までに郵送されます。

保険料の追納

免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い順に追納できます。納めた保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額を加算して納めることになります。

また、免除は、保険料を追納しなかった場合でも、承認された免除の種類に応じて老齢基礎年金の受給額に計算されません。

申請窓口

保険年金課国民年金担当



「限度額適用認定証」の交付と更新のお知らせ

問合先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

入院や通院により、1か月に支払う医療費の一部負担金が一定額を超えるときには、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関での支払いを自己負担限度額までとすることができま

す。また、住民税非課税世帯の場合、入院時の食事代が減額できる場合もあります。認定は、申請月からとなります。なお、すでに交付している「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」などは有効期限が7月31日で満了となります。

必要な方は、7月17日(水)から窓口で申請してください。なお、保険税(保険料)に滞納があると認定証の交付が受けられない場合があります。

また、自己負担限度額は、年齢、所得などによって異なります。世帯に税の申告をしていない方がいると、限度額が最上位所得者となります。



申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類(免許証など)
- ・住民税決定証明書など(平成31年1月2日以降鶴ヶ島市に転入し、即日交付を希望される方のみ)



申請が不要な方

【国民健康保険の場合】
70歳以上で所得区分「現役並み所得者Ⅲ」または、「一般」に該当する方

【後期高齢者医療制度の場合】
「平成30年度中に交付されている方※」または、「課税所得690万円以上」に該当する方

なお、平成30年度に未交付で、令和元年度において、住民税が非課税の世帯に属している方は、申請が必要です。
※ 令和元年度も継続該当になる方には、市から限度額認定証を発送します

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		自己負担限度額		入院時食事代
		3回目まで	4回目以降(※2)	
上位所得者	ア 所得(※1) 901万円超	25万2600円 + (医療費-84万2000円)×1%	14万100円	1食460円 (一部260円の場合あり)
	イ 所得(※1) 600万円超~901万円以下	16万7400円 + (医療費-55万8000円)×1%	9万3000円	
一般	ウ 所得(※1) 210万円超~600万円以下	8万100円 + (医療費-26万7000円)×1%	4万4400円	
	エ 所得(※1) 210万円以下	5万7600円		
住民税非課税世帯	オ 住民税非課税	3万5400円	2万4600円	過去1年間の入院が 90日以内 1食210円 91日以上 1食160円

※1 国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額など
※2 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		自己負担限度額			入院時食事代
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※5)	
現役並み所得者Ⅲ(※1)	課税所得690万円以上	25万2600円 + (医療費-84万2000円)×1%		14万100円	1食460円 (一部260円の場合あり)
現役並み所得者Ⅱ(※1)	課税所得380万円以上	16万7400円 + (医療費-55万8000円)×1%		9万3000円	
現役並み所得者Ⅰ(※1)	課税所得145万円以上	8万100円 + (医療費-26万7000円)×1%		4万4400円	
一般	課税所得145万円未満	1万8000円 (年間上限額14万4000円)(※4)	5万7600円		
低所得者Ⅱ(※2)		8000円	2万4600円		過去1年間の入院が 90日以内 1食210円 91日以上 1食160円
低所得者Ⅰ(※3)			1万5000円		

※1 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる方
※2 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税の方
※3 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円の方
※4 当年8月から翌年7月までの期間
※5 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

後期高齢者医療保険からのお知らせ

問合せ 保険年金課高齢者医療担当

後期高齢者医療被保険者証の 一斉更新を行います

現在の被保険者証の有効期限は7月31日までです。被保険者証は7月中旬に簡易書留郵便でお送りします。受け取りの際は、印鑑が必要です。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。



後期高齢者医療被保険者証
平成30年度版(令和元年7月まで):茶色
令和元年度版(令和元年8月以降):紫色

令和元年度分保険料の納付通知書を7月中旬に送付します

納付方法

①特別徴収(年金から差し引く方法) 年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いの際に年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。
②普通徴収(納付通知書などで納める方法) 納付通知書で金融機関、またはコンビニエンスストアで納付してください。口座振替を利用することもできます。

保険料の算出方法

①所得割額
(平成30年中の所得金額÷33万円)×7.86%
②均等割額
年間4万1700円
①と②の合計額が1年間の保険料となります(賦課限度額は62万円です)。

保険料が9割軽減となつて た方(年金収入80万円以下)へ

これまで特例措置として均等割額が9割軽減となつていましたが、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支給付金の支給制度が開始されることに伴い、令和元年度は8割軽減となります。詳しくは、納付通知書に同封する「保険料のしおり」をご覧ください。

保険料の納付をお忘れなく

特別な事情がなく保険料を滞納した場合は、通常の被保険者証に替えて短期被保険者証(通常より有効期限が短い被保険者証)を交付する場合があります。納付が困難になった場合は、お早めに納付相談をしてください。

夏の交通事故防止運動を実施します

問合せ 安心安全推進課交通安全・防犯担当

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、夏休み中の児童、生徒の交通事故、また、夏の解放感から起こる交通事故を防止するため、夏の交通事故防止運動を実施します。

県内では、高齢者の死亡事故が多発しています。今年5月末時点の交通事故死者53人のうち、高齢者は31人で、全体の約60%を占めています。

歩行中や自転車乗用中の事故が非常に多いため、道路を横断するときは必ず横断歩道を渡り、自

転車に乗るときはルールを守って安全運転に努めましょう。



どんなときも、安全確認がとて大切です。危険から自分の身を守るよう、常に安全確認を怠らないようにしましょう。

また、渡ろうとしている歩行者がいるにもかかわらず、信号機のない横断歩道で一時停止する車は非常に少なく、

県内での停止率は8%にも満たないという現状です。

横断歩行者がいる場合は、必ず手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げないようにしましょう。

しかし、ドライバーからすると、歩行者が渡るのか、渡らないのか判断しづらいこともあります。

歩行者もスマートフォンを操作しながら待つなど曖昧な動作は避け、ドライバーとアイコンタクトを取るなど、渡りたいという意思をきちんと示すように心がけましょう。

期間

7月15日(祝)〜24日(水)

運動重点

交通マナーの向上と互いに思いやり、明確な意思疎通を

街頭指導

サマーカーニバル会場で交通安全パレードを行い、チラシや啓発品を配布しながら、交通事故防止を呼びかけます。

日時 7月20日(土)16時10分頃

場所 鶴ヶ島駅西口商店会通り

介護保険は社会全体で支える仕組みです

問合先 高齢者福祉課介護保険担当

介護保険料は、皆さんが必要とする介護サービス費用などをまかなうための大切な財源です。今年度分の納付通知書は7月上旬に発送します。

介護保険料の納め方

- ① 特別徴収(年金から差し引き)
年額18万円以上の年金を受給している65歳以上の方は、原則として年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。
- ② 普通徴収(納付書払い)
納付通知書で金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。口座振替を利用することもできます。

保険料の減免制度

次のいずれかの要件に該当し、保険料の納付が困難な方には、保険料を減免します。減免を受けるためには申請が必要です。

法定減免

- ① 火災などの災害により、住宅などに著しい損害を受けた場合
- ② 生計中心者の病気や失業などにより、著しく収入が減少した場合

市独自の減免

- ① 収入が一定額以下の場合
- ・世帯の収入が市で定めた基準

額以下で、一定額以上の預貯金などを有していない

- ・ 市民税非課税世帯であり、健康保険や税法において、課税者から扶養を受けていない
- ・ 自宅以外に不動産などの所有がなく、その評価額が一定以下である

- ② 住み替えのために自宅を売却し、その所得を新居の購入費に充てた場合
- ③ 監獄などに収監されている場合

合

介護サービスを利用している方へ

要介護・要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方には、介護サービスを利用するときの自己負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に発送しますので、ご確認ください。

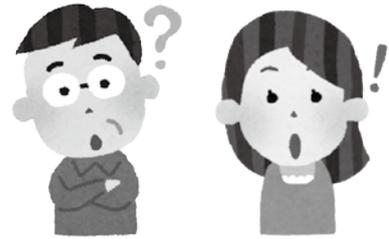


保険料段階と保険料(年額)

保険料段階	対 象	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者および市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	2万 250円
第2段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	3万3750円
第3段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	3万9150円
第4段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	4万3200円
第5段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	5万4000円
第6段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	6万2100円
第7段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	6万7500円
第8段階	本人市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	7万2900円
第9段階	本人市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	7万8300円
第10段階	本人市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	8万3700円
第11段階	本人市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	8万9100円
第12段階	本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	9万4500円
第13段階	本人市民税課税で合計所得金額が1000万円以上の方	9万9900円

介護保険は社会全体で支える仕組みです

介護保険料 Q & A



Q：介護保険料はいつから納めるの？

A：40歳になった月から納めることとなります。
40歳から64歳までは、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。
65歳からは、個人ごとに介護保険料を市へ納めることとなります。

Q：65歳の誕生日を迎えた方の納付は？

A：65歳になった方や、他市町村から転入してきた方などは、年金からの引き落とし(特別徴収)の条件が整うまでは納付書で納める(普通徴収)こととなります。

Q：納め方は選べるの？

A：介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっており、納め方を自分で選ぶことはできません。

Q：年金から差し引かれていたのに、途中から差し引かれなくなったのはどうして？

A：次のような場合、年度の途中で特別徴収が中止となり、普通徴収になる場合があります。

- ・年度の途中で介護保険料額や年金受給額が変更になった
- ・何らかの理由により、年金受給が一時的に止まった
- ・年金を担保に融資を受けた など

Q：サービスを利用しなくても保険料は払うの？ 納めた保険料は返してもらえるの？

A：保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。
このため、医療保険と同様にサービスを利用しなくても保険料をお返しすることはありません。
介護保険は、助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。どうぞご理解ください。

Q：保険料を滞納するとどうなるの？

A：災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、介護サービスを利用する際に次の措置を受けることがあります。

- 1 納期限から1年以上滞納すると、利用したサービス費用を一旦全額自己負担することになります。
- 2 1年6か月間滞納すると、保険給付の支払いの全部または一部を差し止め、差し止めた給付額から滞納額を控除します。
- 3 2年間滞納を続けると、未納期間に応じ、自己負担が3割または4割に変わります。また、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

普通徴収納付期限

※ 期限内の納付をお願いします

期 別	納期限	期 別	納期限
第1期	7月31日(水)	第5期	12月2日(月)
第2期	9月2日(月)	第6期	12月25日(水)
第3期	9月30日(月)	第7期	令和2年1月31日(金)
第4期	10月31日(木)	第8期	令和2年3月2日(月)

自主防災組織を設立しませんか

問合せ 安心安全推進課防災担当

自主防災組織とは

地域住民が自主的に防災活動を行う組織です。東日本大震災を契機に自助・公助の役割の大切さや地域ぐるみで防災に取り組むことの重要性が再認識されました。

平常時については、防災備蓄物資の整備や連絡体制などの整備を行うとともに、地域で防災訓練や救命講習を実施するなど、あらゆる機会を通じて防災知識を深め、災害発生時に備えます。

災害が発生したときには、初期消火や救出救護、避難誘導、情報の収集・伝達などの防災活動を行います。

現在、市内82自治会のうち、43の自治会で設立されています。

なぜ自主防災組織が必要か

大規模な災害が発生した場合、消火、救急、救助などの要請が殺到することが予想され、防災関係機関の対応には限界があります。東日本大震災や熊本地震においても、市役所自体が被災し、機能しない事態となりました。大規模な災害では、市内全域が被災



住民が主体となった避難所運営訓練の様子
「新聞紙を活用したスリッパづくり」

地となり、多くの住民が被災者となります。大規模災害を乗り切るには、地域の皆さん自らの手による初期消火活動や被災者の救出救護、避難誘導、避難所の運営など、自主的な防災活動が大変重要です。

補助金を交付します

市では自主防災組織を設立した場合、その活動に必要な防災資機材などの整備に対し、1回に限り補助金を交付しています。

補助額 基準額と加算額を足した額を限度として、対象経費の3分の2以内の額を補助

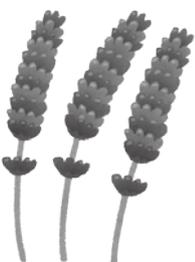
基準額 5万円

加算額 150世帯から1世帯増えるごとに1000円を加算

農業委員の任命

問合せ 人事課人事担当

6月1日付けで農業委員会委員に岡野とし子さん、川鍋あきと昭人さんが任命されました。



テレビなどの処分方法を知っていますか

問合せ 生活環境課環境推進担当

特定家庭用機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、ごみ集積所に出すことはできません。

次の①～③のいずれかの方法で処分をお願いします。

①買った店または、買い替える店へ相談し、処分する

②自分で指定引取場所へ持ち込む

・郵便局で「家電リサイクル券」を購入する(廃棄物1台につき1枚)

・指定引取場所(※)に連絡し、搬入受付日時を確認して搬入する

③業者に引き取ってもらう

②と同様に「家電リサイクル券」を購入する

・特定家庭用機器取扱いの業者(※)へ依頼する

※ 2019年度版ごみと資源の分け方・出し方7ページ

をご覧ください。市ホームページにも特定家庭用機器取扱いの業者一覧を掲載しています。

料金は、依頼業者へお問い合わせください。

リサイクル料金

リサイクル料金は、(一財)家電製品協会家電リサイクル券センター ☎0120・319640、またはホームページで確認してください。



リサイクル料金の詳細はこちら

なお、郵便局にある備え付けの冊子「家電リサイクル券システム 郵便局手続き用リサイクル料金表(税込)」でも確認できます。



詳細はこちら

犯罪や非行からの立ち直りを
支える地域の力 問合せ先 福祉
政策課福祉政策・地域福祉担当

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする

全国的な運動で、今年で69回目です。
7月は、その強調月間として、川越地区保護司会鶴ヶ島支部が中心となり、啓発活動を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

水切りでごみの減量化にご協力を！

問合せ先 生活環境課環境推進担当

高倉クリーンセンターで燃やすごみの約50%が水分です。「生ごみ」の水分を減らすことで「生ごみ」の臭い防止とごみの減量・CO₂削減に役立ちます。

簡単にできる水切り参考例

・野菜などは、洗わない皮などをむいてから洗い、不要になった部分はぬらさないようにしましょう

・三角コーナー（水切りネットなど）には、水気のあるものだけを入れ、水気の多いものは、ほかのごみ袋に直接入れるなど、余分な水分を吸わせないようにしましょう

・ごみを出す前に、三角コーナーや水切りネットなどの生ごみを、手やペットボトルの底の部分などで押しつ



ぶしたり、振ったりして水切りを十分に行ないましょう
・日に干すなどして乾燥させると、より良いでしょう
一人ひとりが少しずつでも取り組むことで、環境への負荷を減らすことにつながります。皆さんのご協力をお願いいたします。

浄化槽の適切な管理で、身近な水環境を守ろう！

提出・問合せ先 生活環境課環境保全担当

浄化槽は、適正な維持管理が行われないと正常な機能が発揮されず、悪臭や騒音、蚊・ハエの発生など、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、水質汚濁の原因にもなります。
浄化槽法では、浄化槽を使用している方に対して、3つの維持管理を法律により義務付けています。

合併処理浄化槽へ転換する場合の設置費用の一部を補助します
川の汚れの多くは、生活排水が原因です。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換することで、川への汚れを大幅に減らすことができます。
市では、水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換費用の一部を補助します。

補助金額(令和元年度上限額)
5人槽・74万2000円
7人槽・82万4000円
10人槽・95万8000円
(くみ取り便槽からの転換については補助金額が異なりますので、詳しくは市ホームページで確認してください)
申請期限 12月27日(金)
※ 予算がなくなり次第終了
手続き 補助金の交付には、転換する浄化槽が環境配慮型であることや、対象地域などの制限があります。補助を受けようとする場合は、着工前に交付申請書の提出が必要ですので、必ず着工前にお問い合わせください。



補助の詳細はこちら

ふるさと納税などの寄附の活用について報告します

問合せ 産業振興課商工労政担当

- ・市民体育祭の開催支援
 - ・公園遊具の整備・修繕および公園・緑地などの適切な維持管理
 - ・小中学校の図書館図書の実践
 - ・サマーカーニバルなどの開催支援
 - ・市内への企業誘致など
- 令和元年度寄附金の活用予定
(主なもの)
- ・民間保育所・認定こども園の運営支援
 - ・小中学校ICT教育の支援
 - ・小学校国際教育の支援
 - ・小中学校の部活動への支援
 - ・地域支え合い協議会の活動支援

\ありがとうございます!/\



平成30年度に市内外の皆さんから4381件、1億4031万6108円の寄附をいただきました。

また、「寄附によるまちづくり基金」からの繰入金2億2428万円を充当し、様々な事業に活用させていただきました。

平成30年度の寄附受入の状況

寄附金活用の指定メニュー	件数	寄附額
未来を担う子どもたちを応援する事業	2523	7987万4000円
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	425	1388万2000円
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	594	1868万2000円
文化・芸術活動を振興するための事業	285	1001万7000円
活力に満ちたまちづくりのための事業	536	1660万6108円
指定なし	18	125万5000円
合 計	4381	1億4031万6108円
ふるさと納税分	4376	1億4008万2000円

平成30年度の寄附の活用実績

事業名	事業費	充当額	内容
未来を担う子どもたちを応援する事業	2億4819万2000円	9800万円	民間保育所などの運営支援、中学校の部活動の支援などに活用
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	6864万2000円	2278万円	高齢化に対応した近隣公園トイレの改修、地域支え合い協議会の活動の支援などに活用
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	1億4290万7000円	2150万円	防犯灯のLED化、公園・緑地などの適切な維持管理などに活用
文化・芸術活動を振興するための事業	1億9740万1000円	1300万円	図書館の運営、小中学校の図書館図書の実践などに活用
活力に満ちたまちづくりのための事業	8162万2000円	2500万円	脚折雨乞行事を核とした市の魅力発信、産業まつり・桜まつりの開催支援などに活用
市長が使途を指定する事業	2億1541万7000円	4400万円	こども医療費助成事業などに活用
合 計	9億5418万1000円	2億2428万円	